

子どもたちの豊かな育ちの実現を目指し 学校運営協議会を設置しました

これまで、モデル校設置、試行設置などにより順次拡充してきた「学校運営協議会」を、令和3年4月から、市立小・中・特別支援学校全41校に設置しました。

【学校運営協議会とは】

子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は、複雑化・多様化しており、学校・家庭・地域が連携して子どもたちを見守り、成長を支えていくことがとても大切です。学校運営協議会は、地域全体で子どもたちの豊かな育ちを確保するための仕組みです。

【学校運営協議会の役割】

- 学校運営及び児童生徒の健全育成のために必要な支援について協議する合議制の機関です。
- 協議会の委員は、学校、保護者、地域の代表などから教育長が任命します。保護者や地域住民などは、一定の権限と責任をもって学校の運営に携わります。
- 会議では、学校の課題や目指す子どもの姿を共有しながら意見を述べ合い、子どもたちの豊かな育ちの実現を目指します。

学校は、これまでも保護者や地域の皆さんからさまざまな協力を得てきました。

今後、学校運営協議会の中で、それぞれどんなことができるのかを話し合い、役割分担しながら、さらに連携・協力を進めていきます。また、「地域とともにある学校」として、学校が地域で果たす役割についても全員で考えていきます。

学校運営協議会が設置されたことで、保護者や地域の皆さんと学校は、今以上に「顔が見える関係」になります。それぞれの学校や地域に合った仕組みを整えながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えていきます。

【学校運営協議会制度の仕組】

